

# 袋井市都市計画審議会 会議録

情報公開用

開催日 平成19年1月10日(水)

場 所 袋井市役所 301会議室



【午後1時30分：開会】

都市計画課計画係 寺田主幹

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、袋井市都市計画審議会を開会させていただきます。本日は委員15名中、13名のご出席をいただいております。審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしておりますので報告申し上げます。

本日の審議会は、事前に配布させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の寺田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市長

「市長挨拶」

都市計画課計画係 寺田主幹

次に、笠間会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

「会長挨拶」

都市計画課計画係 寺田主幹

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

- 市長退席 -

議事に先立ちまして本日の会議資料を確認させていただきます。まず、資料1 会議次第、資料2 提出議案、資料2 - 1 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、資料3 提出議案附図、中遠広域都市計画道路の変更に係る公述要旨とその対応方針、資料4 袋井市都市計画マスタープラン地域まちづくり会議の開催について、資料5 資料編でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これからは次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、審議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、袋井市都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定にあります、会議録署名人ですが、議長及び議長が指名した委員1名が署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。署名人は、<sup>はらだせいじ</sup>原田清司委員さんをお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議無いようでありますので、署名人は、<sup>はらだせいじ</sup>原田清司委員さんをお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

今回の審議事項につきましては、配布された資料の5議案の審議でございます。これらの案件につきましては、資料にもございますように、本日付けで袋井市長から袋井市都市計画審議会会長あてに諮問されております。

最初の議案につきましては、議第1号 中遠広域都市計画地区計画の変更について(袋井市決定)(祢宜弥地区計画)を審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは、議第1号 中遠広域都市計画地区計画の変更について、ご説明申し上げます。

資料2の提出議案の1ページをご覧ください。こちらの資料2が、今回の議案となります。よろしいでしょうか。

初めに、こちらの黒板に掲げた図面で説明させていただきます。今回の祢宜弥地区計画についてでございますけれども、この祢宜弥地区は、愛野駅の北側の地域になりますが、平成9年7月1日に都市計画決定をいたしまして、20.3haで土地区画整理事業を進めて来ております。この地域におきまして、平成12年に地区計画を都市計画決定いたしました。こちらの色塗りで区分してございますのが、地区計画の区域区分となります。資料3の附図の2ページにも、こちらと同じ図面が入っておりますのでご覧いただきたいと思います。地区計画につきましては、この5地区に分けてまして方針を定めております。

まず、紫色で示している地区であります。こちらが鉄道沿道地区ということで専用住宅の立地を制限しております。それから、こちらの愛野駅に面した新駅北口商業地区ですが、専用住宅の立地を制限しております。両地区とも新幹線の騒音の関係から専用住宅を規制しているものでございます。それから、こちらの祢宜弥線沿道住宅地区であります。あまり大きな店舗、事務所を規制しています。それから、曙橋に近い地区西側の原野谷川

眺望住宅地区と言う事で、大学等の建物の制限がされております。それから、こちら緑色で囲まれている低層住宅地区でございますが、専用住宅を建てていくと言う地区計画を定めております。

資料2の提出議案に戻っていただき、1ページは議案及び諮問書でございます。

次に2ページをご覧ください。こちらは、変更後の地区計画となっております、地区の方針及び整備、開発及び保全の方針となっております。

続いて、3ページから5ページでございますが、AからE地区の建物の用途の制限が定められておまして、それ以降も建物の最低敷地、壁面の制限、広告物、垣又はさくの構造の制限と言う事で定められておまして、今回、主に広告物の制限それから垣又はさくの制限の変更を行いたいと考えております。

次に6ページをご覧ください。理由、変更理由であります、祢宜弥地区計画は、平成12年3月21日に都市計画決定をし、以来、JR愛野駅の設置や祢宜弥土地区画整理事業と併せ、本市東部の拠点としてふさわしい新しい市街地形成を図るため、地区計画によりまして建築物の規制・誘導を行い、良好な住環境の整備に努めてきました。

祢宜弥土地区画整理事業については、去る10月7日に換地処分が行われ、本年度末には組合の解散が予定されています。このような状況の中で、地権者の皆様から「広告物等の設置位置に関する変更」「垣又はさくの構造の制限に関する一部変更」についての要望が出されましたので、これらの要望に添って見直しを行うものでございます。

7ページをご覧ください。変更概要でございますが、変更箇所を下線が引いてございますけれども、広告物等の事項のうち、「看板、広告物」の表現を「広告板、広告塔」と表現を改めました。これは、屋外広告物法におきます広義の解釈では、「看板、広告物」の定義が、「はり紙」「はり札」まで含まれるため、土台がしっかりした「広告板、広告塔」に変更して行きたいと思っております。また、この「広告板、広告塔」の設置位置について、従前は、柱の面が道路境界から1.0m以上離すこととなっておりますが、今後は、「広告板、広告塔」の掲出面自体を道路境界から1.0m以上離すことにより、周辺的环境にも配慮して参りたいと存じます。

次に、高さについてであります、従前は「地盤面から看板、広告物の下端まで」と表現されていたものを「地盤面から下端まで」と変更いたしたいと思っております。

次に、垣又はさくの構造の制限の修正についてであります、従前は「道路、公園」に面して垣又はさくを設ける場合の規制でありましたが、公園側に面しては、公園側にフェ

ンス等の垣又はさくが設けられたため、「公園」に面する規定は削除するものです。また、道路に面しての「垣又はさく」の制限についてであります。従前は、「フェンス、金網等で透視可能なもの」については、設置を認めることといたしておりましたが、地権者から景観に配慮したまちづくりを進めたいとの意向を受け、この「フェンス、金網等で透視可能なもの」についても、新たに規制いたしまして、原則として生け垣等による緑化を推進するものであります。ただ、従前よりある規定の「道路境界から60cm以上後退し、緑化を施したものは認めまして、全体として緑化を推進するものでございます。

次に、資料3の附図の1ページをご覧ください。祢宜弥地区の位置図でございます。附図の2ページは、地区計画の区域割が定められておりまして、3ページは、祢宜弥地区の土地利用計画図でございます。

今回の祢宜弥地区計画の変更につきましては、9月14日に開催した祢宜弥まちづくりルール検討委員会において原案の検討を行い、10月16日には「地区計画作成手続条例に基づく地権者説明会」を開催し、地権者54名の出席をいただき原案の説明を行いました。

続いて、10月19日～11月2日にかけて地区計画作成手続条例に基づく原案の縦覧を行いました。縦覧者は2名で、意見書の提出はありませんでした。また、12月1日～12月15日にかけて、都市計画法に基づく案の縦覧を行いました。縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。

今後、本日の都市計画審議会におきましてご承認をいただければ、今月下旬には都市計画決定をいたしたいと考えております。

説明は、以上でございます。よろしく、御審議をお願いいたします。

会長

ただいま、議第1号 中遠広域都市計画地区計画の変更について事務局から説明がありました。御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。

■■■■委員

ただ今の説明で、看板、広告物については、土台のしっかりした広告板、広告塔に表現を改めるとの事でしたが、昨今の看板が街中に氾濫している状況の中では、その他の看板についても規制した方がよいと考えますが、どのように考えていますか。

都市計画課長

先ほどご説明いたしましたように、広告物の中には、はり紙、はり札も含まれてまいりますと説明させていただきました。地区計画の中では、「建築物等に関する事項」という

事になっておりますので、はり紙、はり札は建築物等に該当しない訳でして、土台のしっかりした広告板、広告塔は工作物と言う事で建築物等になります事から、地区計画の中では建築物等と言う事で規制して行くと言う事でございます。また、■■■■委員さんからご指摘がございました、はり紙、はり札等の規制につきましては、屋外広告物法という法律がございますので、こちらで指導してまいりたいと考えております。

■■■■委員

広告物の定義についての把握ミスだと思いますので、今後、地区計画を作る際には十分注意していただきたいと思います。

会長

ほかにございませんか。ないようですので、ここでお諮りいたします。

議第1号 中遠広域都市計画地区計画の変更について（袋井市決定）この案件につきましては、諮問のとおり進めることで御異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」との声）

会長

御異議ないようですので、議第1号につきましては、諮問のとおり進められるよう答申いたします。

次に、議第2号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定）7・6・6号上石野北通り線他1路線の審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

議第2号 中遠広域都市計画道路の変更について、ご説明申し上げます。

資料2の提出議案の8ページをご覧ください。議案の8ページにつきましては、議案及び諮問書でございます。

議案の9ページをご覧ください。今回の内容は、愛野駅南側の上石野土地区画整理地内におきまして、2路線の区画街路を都市計画に変更を行うものでございます。

表の中の名称の部分の番号につきましては、初めの7が区画街路を示し、次の6は幅員8m以上12m未満を表し、最後の番号は、区画街路の一連番号でございます。

まず、こちらの黒板の図面をご覧ください。東海道本線と東海道新幹線が並行して走っておりますが、愛野駅の南側の地域となります。こちらが、エコパとなっております、愛野駅からエコパに通じる道路がございます。この道路の東側が、住宅地となっております、こちらが7・6・6上石野北通り線という事でありまして、幅員10m、延長約500

mの道路となっております。こちらの道路につきましては、愛野駅に近く駐車場などがございます。また、もう1本の道路が、7・6・7上石野中央線ですが、この南へ南下し東へ向かう道路でありまして、街区の中央を、公園や公会堂等の施設を結び、住宅地の中を通って行く路線として、幅員10m、延長約830mとして決定するものでございます。

資料2に戻っていただき議案の10ページをご覧ください。理由及び変更理由でございますが、上石野地区では、地域の魅力と活力を創出するため、平成9年7月に上石野土地区画整理事業を都市計画決定し、平成10年から平成20年までの予定で組合による土地区画整理事業を施行しているところでございます。

また、本地区は、袋井市の東部副次核として、居住、産業、スポーツ・文化、交流機能の充実により、市東部の拠点性を高め、地域の交流拠点としての発展を目指す地域としております。市街地は、安全で快適な市街地空間を形成し、快適な居住環境に配慮した整備をすると言う基本方針を持っております。このため、この方針に沿い、現在事業中の上石野土地区画整理事業区域内において、安全で快適な道路空間を確保するため、都市計画道路の都市計画決定をするものでございます。

資料3の附図の5ページをご覧ください。

附図の5ページは、ただ今説明した2路線を掲載しております。

附図の6ページ、7ページをご覧ください。標準横断面図でございます。まず、上石野北通り線でございますが、商業施設利用者や駅利用者を駐車場や駅へ導く道路でありますので、車道部分は7mで、この内訳として6m車線で両サイドに50cmの路肩を配置しております。歩道は3m片側とし、歩道は4ページ5ページの図面の内側で住宅地の多い側に歩道を設置したいと考えております。

一方、上石野中央線は、地区の中央を通る道路であり、両側に住宅が並び地区住民の生活空間を確保する道路でありますので、両側に幅員2.5mの歩道を確保し、車道部は車がスピードを出さないようにセンターラインのない幅員5mの道路としてまいります。

また、本道路計画は、土地区画整理事業の事業計画と整合をしており、道路用地の確保もされておりますが、都市計画決定によりまして、今後の整備費の補助を受けて行きたいと考えております。

なお、去る12月14日～12月28日にかけて、都市計画法に基づく案の縦覧を行いました。縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。今後、本日の都市計画審議会におきましてご承認をいただければ、今月下旬には都市計画決定をいたしたいと考えています。



説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

会長

ただいま、議第2号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定）7・6・6号上石野北通り線他1路線について事務局から説明がありました。

御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。

■■■■委員

上石野中央線につきまして、この道路が出来ますと交通量が増えるものと予想されますが、車道部分の幅員が5mと狭いと感じます。交通事故の発生も心配いたしますが、この点、市はどのように考えてますでしょうか。

都市計画課長

上石野中央線につきましては、地区内の道路として計画しておりまして、他の地域と結ぶ道路といたしましては、先ほどの2路線の真ん中に「上石野梅橋線」という東西を結ぶ都市計画道路がございます。また、(株)三甲の方に抜けて行く道路がございます。また、愛野駅と小笠山総合運動公園を結ぶ道路や小笠山総合運動公園周辺から掛川市に抜ける広域道路が周辺にございますことから、今回の道路につきましては、主に地区内の発生交通に対応したいと考えております。そして、あまりスピードが出ない形の地区内道路を整備したいと考えておりまして、幅員5mの道路を計画し、車のすれちがい交通が可能な道路でありまして、あまりスピードがでない道路を整備したいと考えております。

■■■■委員

この道路は、新しいお宮から西に向かい相当な下りとなっており、必然的にスピードが出ると思いますが、事故が起きた時にだれが責任を持つかと言う事になります。これは、土地区画整理組合でも考え直す必要があると思っておりますが、私も■■■■をしておりますが、いかがでしょうか。

区画整理課 杉山主幹

ただ今、ご指摘のありました点につきましては、土地区画整理事業の中でも議論をしておりますので、この道路整備の目的をご説明いたします。

上石中央線につきましては、旧上石野の集落の中央を走っている道路でございます。土地区画整理事業におきましては、住宅地の形成といたしましてこの道路の外に6m幅員の区画道路が、基本的な配置といたしまして2宅地をはさむように配置されておりまして、約40mの間隔を持っております。この上石野中央線がどのような性格を持った道路かと言

いますと、宮前公園や東野原公園がありまして、西に下って上石野地区の公会堂、それから班別集会施設が2箇所ございます。従って、公園2箇所、既存集落の中心、公会堂を通過して上石野梅橋線を経由して愛野駅に至るといった性格の道路でありまして、この道路は、当初からコミュニティ道路として整備を進めて行こうと考えております。今後、更にコミュニティ道路としての手法も検討する必要もあると考えておりまして、祢宜弥地区内において、蛇行したコミュニティ道路もございますが、この道路は、地元から交互通行の要望もございますことから、車道幅員も最低5m確保しておりますが、車のスピードを抑えて行きたいと考えておりまして、具体的には、何か視覚的に蛇行を見せるような形でありますとか、出来るだけ車を排除して行くようなコミュニティ道路として整備して行きたいと考えております。

従いまして、今回の都市計画決定を受けまして、県費補助も受けまして、もう一段グレードの高いコミュニティ道路として整備して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

■■■■委員

7・6・6号上石野北通り線につきまして、標準断面が片側3mの歩道の構造でよいのか疑問に思います。道路の構造として、両側に歩道がないと機能的にも景観的にも疑問に思いますがいかがでしょうか。

都市計画課長

上石野北通り線は、上石野の北側の地区に配置されておりますけれども、西側の部分は商店、駅、駐車場が、東側には一部住宅地が配置されてまいります。■■■■委員からのご意見のありました点であります。土地区画整理事業の中で幅員10mの区画道路という条件の中でいかに道路整備をするかと言う事になりまして、こちらの地区は駐車場もございませんことから、車道幅員も7mと十分に確保し、歩行者の動線につきましては3m片側通行という事で整備してまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

■■■■委員

普通であれば、ここは一方通行になるのではないかと思いますけれども、上石野梅橋線から両側から入る道路形態となっておりますがこれは必要かどうか、ここは今後の開発として、駅前に近いよい立地であると思っておりますし、住宅専用地域ではないと思っておりますので、10m幅員で、3mの片側歩道の構造は、はたして適切なのでしょうか。

この点、委員として出席している■■■■にも意見をお尋ねいたしたい。

■■■■委員

愛野駅に面して商売を考えた土地利用を考えて、こちらの道路は片側歩道と考えたのではないかと思います。土地区画整理事業の中で、有効な土地利用を図るという観点で考えれば、道路等の公共施設は、限られた制約の中で配置して行く事は、止む得ないのではないかと思います。

■■■■委員

上石野土地区画整理事業市街化予想図におけるピンク色の土地利用が、商業や集合住宅を考えているのならば、ここは逆に一方通行として考えれば、後に有効な土地利用を図る事が出来ると思いますし、交通事故等が発生した場合には、何故、このような道路計画をしたのかと言われるのではと思います。

理想的な道路整備を行う事に越した事はありませんが、土地区画整理事業の中で限られた土地を活用しての道路計画でありまして、止む得ないのではないかと考えます。

都市計画課長

ピンク色の地区は、主に反対側の愛野駅小笠山公園線からの出入りを想定しています事から、上石野北通り線につきましては、黄色の住宅地側に歩道を整備してまいりたいと考えております。また、一般的に両側歩道の広い幅員の道路につきましては、地区を結ぶ道路としての位置づけが考えられます事から、この道路につきましては、地区内の区画道路としての配置となってくるので、黄色側の住宅地に沿って歩道を配置し、車道については6 m幅員の所を7 m幅員に広く確保いたしております。

■■■■委員

上石北通り線は、図面にも示されているように愛野駅のすぐ近くに配置されています。ただ今の説明では、ピンク色の商業地は愛野駅に面した愛野駅小笠山公園線からの出入りが主で、裏側になる上石野北通り線からの出入りはあまりないとの説明でありましたが、普通であれば、駅に近い側に歩道を設ける必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

■■■■委員

愛野駅南側駐輪場から愛野駅へ向かう子供達を見かけますが、住宅地と反対側にも歩道を設けないと、駐輪場から愛野駅へ向かう子供達は、公園のまわりをぐるぐる回って行かなければならないのではないかと思います。どうなんでしょうか。

## 区画整理課 杉山主幹

本計画道路は、土地区画整理事業内の道路でありまして、事業計画により制約を受けている事情もございます事から、土地区画整理事業の計画サイドから説明させていただきます。まず、道路の配置の仕方といたしまして、都市計画課長から説明がありましたように、幹線道路としては広域を結んで行くという事で、幅員16m又は幅員18mで歩道も3.5m又は4.5mと広い歩道を両側に配置して行きます。このスパンは、およそ500mから1 kmで都市計画道路を配置して行く事が通例であります。土地区画整理事業では、道路の種類は3種類ございまして、まず、通例の都市計画道路、それから幅員6mの区画街路、それから幅員6～8mの地区内の幹線道路の配置がございまして、土地区画整理事業上では、本道路の位置づけを考えれば、8m幅員程度も考えられる訳であります。愛野駅に近い道路配置となっておりますので、幅員10mにランクアップし、片側に歩道も設けた訳でございます。ご指摘がありましたように、道路両側に歩道が欲しいのはごもっともではあります。その道路用地の供出には減歩という方法で議論しておりまして、幅員16m道路以外の道路につきましては、地元地権者の皆さんで意見集約していただいた経緯もございまして、今回の都市計画道路の幅員も10mという制約の中での計画決定でありまして、理想的な道路や安全面という観点から一部不十分というご指摘もあるかもしれませんが、先ほど都市計画課長から説明いたしましたように、標準8m幅員の所を10m幅員にランクアップしたという事で、これにより歩道がついたという事で安全面にも寄与している訳でございます。

歩道の配置につきましても、両側1.5m又は2mの配置も考えられる訳であります。今後の少子高齢化社会を見据えて車いすや老人車など幅が1m程度の通行も考えますと幅員3mの片歩道の方が、歩道として有効利用されるのではと考えまして、どちら側に歩道を設置すればよいのかとの議論の中では、土地区画整理事業の中では、黄色の住宅地側への配置となりました。そして、ピンク色の業務系の区画につきましては、換地が縦に切られている関係で、愛野駅小笠山公園線側と上石野北通り線の両方から出入り出来るようになっております。

また、歩行のルートについてのご指摘であります。こちらの公園の中に歩道も設置されております事から、相対的にどちらがベストかという議論の中で、住宅地側に幅員3mの歩道を設け、この歩道の中でもすれ違い可能な通行が出来るよう設定されておりまして、土地区画整理組合の組合員さんのご理解も得た中での計画となっておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

委員

ただ今の説明は、理解できません。なぜならば、道路に接してこれだけの駐車場が配置されている状況を考えれば、一方通行とした方が安全であるし、高齢者や車イスの方も安全に通行する事ができます。距離的にも、短い道路でありますし、駅前の立地条件も考慮すれば、両側交通の必要はないと思います。

上石北通り線につきましては、歩道のない側は、公園の歩道が利用出来ますし、ピンク色の商業宅地についても、愛野駅側の道路と2本の道路に囲まれた状況でありますので、土地利用的には問題がないと考えます。また、土地区画整理事業の中でも合意形成が図られている事も考慮すれば、本日の審議の中では、計画案のとおりでよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員

土地区画整理組合の中では、十分に議論されたと思いますが、都市計画審議会においては、通行の安全面で心配があるとの議論があった事を議事録ではっきりと明記させておいてください。

会長

ほかにございませんか。ないようですのでここでお諮りいたします。

議第2号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定）7・6・6号上石野北通り線他1路線、この案件につきましては、諮問のとおり進めることで御異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」との声）

会長

御異議ないようですので、議第2号につきましては、諮問のとおり進められるよう答申いたします。

次に、議第3号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定）3・4・61号 駅南循環線他1路線、議第4号 中遠広域都市計画道路の変更について（静岡県決定）3・6・9号西門柳原線他2路線、議第5号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（静岡県決定）の3議案について、一括して審議をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは、議第3号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定）、議第4号 中遠広域都市計画道路の変更について（静岡県決定）、議第5号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（静岡県決定）の3議案につきましては、袋井駅南地区の道路計画に関係する案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

資料2の議案の11ページをご覧ください。11ページは、議第3号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定）の議案及び諮問書でございます。

12ページをご覧ください。変更の内容は、3・4・61号駅南循環線の変更と3・4・67号南口駅前線の追加でございます。名称の部分の番号につきましては、初めの3は幹線街路を示し、次の4は幅員16m以上22m未満を表し、最後の番号は、幹線街路の一連番号でございます。61号の道路は、従前計画した道路の変更、67号の道路は新規決定の道路でありまして、このため道路番号が飛んでおります。

まず、こちらの黒板の図面で説明いたします。駅南循環線につきましては、こちらが東海道線、こちらが新幹線として袋井駅はこちらになります。この道路が県道袋井大須賀線でありまして、こちらが袋井土木事務所の位置となります。それから、東側の位置であります。この道路が掛之上から陸橋を渡る道路でありまして、こちらの交差点が中央公民館の所でございます。県道袋井小笠線は、ここに位置しておりまして、中央公民館の南側に計画道路がございますが、こちらは将来計画として幅員の広い道路が県道袋井小笠線の南側を神長の方へ計画決定されております。

それから、従前の駅南循環線であります。中央公民館から駅南の水田地帯に入りまして、西進しアスベストさんの所、新村石油さんの所に接続する都市計画決定をされておりました。今回、袋井駅を橋上化いたしまして南口を設ける計画がございます。道路の位置を袋井駅の広場に近づけるための路線の変更でございます。幅員につきましては、従前16mでしたが、今回18mと言う事で変更いたしたいと考えております。

それから、南口駅前線でございますが、袋井駅の南口を設ける事により駅前広場を設け、こちらにつきましては3,800㎡の広場を設けて、幅員18m、延長約90mでございますが、こちらの道路を配置いたしたいと考えております。

議案の13ページをご覧ください。理由、変更理由であります。袋井駅に自由通路を設け橋上化し南口を設けて南方向からの駅への連絡を考慮した道路網の整備を行うために変

更いたすものです。

次に、16ページをご覧ください。議第4号でございます、道路の変更の諮問書となっております。

次に、17ページをご覧ください。都市計画道路の変更といたしまして、西門柳原線、田端宝野線、田端掛之上線の3路線の変更を行うものでございます。こちらの黒板の図面で説明させていただきます。先ほどこちらの2路線を変更させていただくとご説明いたしましたが、こちらの道路に伴い東西の道路の交差点部分の変更を行うものです。こちらの西側の道路3・6・9西門柳原線、これは主要地方道袋井大須賀線になる訳ですが、交差点部分が折れ曲がってしまっていて、交差点部分を少し西側に移動いたしまして、右折帯を設け幅員19mに変更するものであります。

それから東側の3・5・15号田端宝野線であります、交差点部分を変更させていただくものであります。道路の形が変わる事により起点が変わるものであります。

また、3・4・22田端掛之上線であります、陸橋の所の道路であります、交差点部分が西側の道路と整合を合わせるため、道路延長などを変更するものであります。

今回の都市計画道路の変更は、袋井市決定と静岡県決定で議案が第3号と第4号に分かれている訳ですが、都市計画道路に関しまして、県決定と市決定の違いであります、県決定の道路は、県道以上の道路又は4車線以上の道路について県決定となっておりますので、議案については2つに分かれている訳でございます。

次に、議案22ページをご覧ください。中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございますけれども、整備、開発及び保全の方針は、県決定として都市計画区域の基本的な整備の方針を定めているものであります。

次に23ページをご覧ください。理由、変更理由であります、先ほど説明した道路の変更内容を、こちらの整備、開発及び保全の方針に位置づけて行くものでございます。

続いて資料2-1をご覧ください。こちらが中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でありまして、静岡県が定めているものであります。目次を見ていただきますと、この方針の中でどのようなものを定めているかが記載されています。まず、都市計画の目標ということで、中遠広域都市計画が袋井市と森町の1市1町を合わせまして中遠広域都市計画区域となっておりまして、1市1町の都市計画の目標を定めております。それから、区域区分の決定の有無や区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針を定めております。

1ページをご覧くださいますと都市計画の目標として、都市づくりの基本理念については、将来の都市構造については平成32年、区域区分、都市施設の整備等については平成22年の姿として定めませんが、1ページの一番下に都市整備の基本方針として5つの方針を定めております。

次に2ページをご覧くださいますと、地域毎の市街地像がございます。この中で、6行目、7行目に、JR東海道本線袋井駅周辺地区については、同駅南口に駅前広場を配置し、駅南北が一体となった都市拠点の形成を図るとの表現を加えたものであります。また、2)商業・業務地域の中で、近隣型商業地の形成を図るとの表現の中に同袋井駅南地区を加えるものであります。

次に4ページをご覧くださいますと、将来市街地像図であります。少し見にくいですが袋井駅南側に小さなピンク色の点が見えますが、商業・業務地区へ変更させていただきます。

次に10ページをご覧ください。補助幹線道路の後段部分であります。また、新たに開設されるJR東海道本線袋井駅南口へ連絡する道路として、南口駅前線を配置するとの表現を追加いたします。

それから、その他のJR東海道本線袋井駅については、南口を新たに開設するとともに、駅前広場を設置し、鉄道、バス等の公共交通機関の利便性の向上と袋井駅周辺地区と浅羽支所周辺地区との連携など交通ネットワークの強化と円滑化を図るとの表現をそっくり追加します。

また、名称の図の中ですが、主要な施設の整備目標として、優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設として、駅南循環線、西門柳原線、南口駅前線の3路線を追加する変更をいたします。

続きまして、資料3の提出議案附図をご覧ください。

附図の9ページをご覧ください。赤の波線の路線が従前の駅南循環線でありまして、この路線を北側に変更いたします。この変更により、この地区の土地を図るという事と袋井駅南口へのアクセス性を高めるという事でございます。また、南口への歩行者、自動車などの円滑な交通を図るため、道路幅員18mを確保するものであります。

次に附図の10ページをご覧ください。こちらは、南口駅前広場についてであります。面積が3,800㎡でございます。現在、袋井駅北口広場は、都市計画決定では、面積が3,000㎡でございますが、都市計画決定以外にも駅前広場として使用している面積がありまして、



これらを合計すると、約3,500m<sup>2</sup>を駅前広場として使用しております。南口駅前広場の面積ですが、今回面積の算出につきましては、48年式という計算式を用いております、それぞれ乗降客の数、利用者数、交通手段を予測いたしまして、それぞれの施設面積の必要数を算出して計算いたしました。右下の図に駅前広場のそれぞれの面積の内訳が記載されていまして、合計が3,800m<sup>2</sup>となっております。また、図面の真ん中の島のようにになっている周りの白色の部分が道路でありまして、車道部分と停車スペースを分けて配置する計画であります。また、駅側にバスバース、右側の部分にタクシーバースを設けておりまして、島の中にタクシーの待合いを設けております。こちらは参考図でありますので、実際に整備する際には、変更になる場合もありますが、今回、面積を決めていくという事でございます。

次に、附図11ページをご覧くださいますと、駅南循環線の幅員ということで、標準部は従前16m幅員の所を18m幅員に変え、交差点部は19m幅員に変更するものであります。

次に、附図12ページをご覧くださいますと、南口駅前線の幅員につきましては、18m幅員で通して行くものであります。

次に、附図13ページをご覧くださいますと、西門柳原線、田端宝野線、田端掛之上線でありまして、赤色の箇所を変更いたすものであります。

次に、附図14ページをご覧くださいますと、アスベストの所、地区の西側になりますが、黄色の部分が従前の計画路線でありまして、変更区間約190mをアスベスト側に移動するものであります。

次に、附図15ページをご覧くださいますと、交差点より北伸するものが田端掛之上線でありまして、交差点部分に変更されております。それから、東伸する道路が田端宝野線でありまして、交差点部分の約90mを変更いたします。

次に附図16ページから18ページであります。それぞれ3路線の標準断面図が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

これらの案件につきましては、昨年6月8日に公聴会を開催いたしまして、1名の方の公述をいただきました。この公聴会の公述要旨とその対応方針につきましては、別紙のとおり、公述要旨といたしましては、貴重な税金を使う事や、狭い地域の都市計画道路の配置や治水の面が心配という内容が述べられております。本件の対応方針といたしまして、今回の都市計画決定では、道路の整備だけでなく周辺地域の整備や治水対策についても検討されておりますので、地域全体の整備を考慮して事業を進めたいと考えております。

そして、12月14日から28日まで都市計画法に基づく案の縦覧を行いました。道路変更につきまして、縦覧者が6名で意見書の提出はございませんでした。整備、開発及び保全の方針につきましては、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

しかしながら、縦覧期間と意見書提出期間を過ぎまして、今年になりまして意見書を提出したいとお見えになりました方がございましたので、参考までにご紹介いたします。

意見につきましては、道路につきましてアスベストの所の交差点につきまして、西門柳原線の交差点の所を西側に振ってカーブをゆるくすると、見通しが良くなってスピードが出るのではないかと言う事、また、現在の形で右折帯を設け、信号機の設置をすればよいのではないかとの意見が出されました。

この意見に対する考え方ではありますが、この交差点は主要地方道へ向かう駅南循環線の交差点でありますので、将来的には信号機の設置を要望して参りたいと考えております。また、見通しが良くなる事で事故が誘発されるのではないかとのご意見につきましては、今回、見通しを良くする事により危険予知を誘発していきたいと考えております。信号機の設置については、公安委員会へ要望してまいりたいと考えています。

また、今回の交差点処理について、拡幅しなくても右折帯や信号機処理により計画変更しなくても良いのではないかとのご意見についてではありますが、ご本人さんの詳細な処理の仕方や優先道路をどちらにするかなどの考え方がわかりませんので、今回の変更につきましては、意見のあった西側に振らない道路計画も検討いたしました。県や公安委員会との協議の中で、道路構造令に合う形で緩やかなカーブを設置した方がよいとの結論から今回変更いたすものでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今後の予定ではありますが、今回の審議会でご了承いただければ、県決定については県の都市計画審議会にお諮りし、関連する市決定道路につきましても3月頃に都市計画決定いたしたいと考えております。

それからこちらの事業計画につきまして、今後、どのようにするかと申しますと、当面袋井駅舎の整備もございまして、駅前広場と南口駅前線と駅南循環線の西側部分、県道に接続する部分を優先的に整備してまいりたいと考えております。こちらの整備手法といたしましては、線整備という事で街路事業で整備して参りたいと考えております。

また、東側の部分、こちらは田端の集落地の中を通っている部分でございまして、現在住んでいる方々に多く掛かる訳でございまして、現在、田端地区の住民と駅南地域の整備にきましての整備手法を検討している状況でございまして。

そして、西側の道路につきましては、平成22年頃を目標に整備して行きたいと考えておりまして、袋井駅舎につきましても、平成23年頃に利用できますように、現在、検討を進めております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長

ただいま、議第3号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定） 3・4・61号 駅南循環線他1路線、議第4号 中遠広域都市計画道路の変更について（静岡県決定） 3・6・9号 西門柳原線他2路線、議第5号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（静岡県決定）の3議案について、事務局から一括して説明がありました。

御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。

■■■■委員

袋井駅南側の整備という事で、平面図を見る限りは駅前広場もあり、これに結ぶ道路もあるため、良い計画であると思いますが、実際、工事に入るに際しては、駅北口と南口に高低差があるように思います。駅前広場を設置される位置は、現在の高さの所に設置されるのか、その整備予定を教えてください。

また、駅南循環線につきましては、当初案では補償物件もほとんどなく、現実味のある計画であった訳ですが、変更案では道路構造上は変更案で結構であると思いますが、既存の市街地の中の補償物件の多い線形に変わっています。先ほどの公聴会の公述にもありましたように、財政状況が厳しい中で、これだけの補償物件が多い中で道路を通して行くように計画を変更する経緯をもう少しご説明いただきたい。

都市計画課長

まず、駅舎の計画についてであります。現況の地盤高は、駅南の地盤高が11.63mでありまして、北口が13.0mであります。従いまして駅北と駅南の高低差は、約1.5mくらいであります。南口駅前線と駅南循環線との交差点の所で、9.83mとなっております。北口から南口へ、南口から循環線へ向かってそれぞれ勾配がございます。駅舎の形状は、駅北と駅南を結ぶ形で、北口よりも南口の方が少し低くなる形状となっております。

それから、駅南循環線の整備についてであります。こちらの東海道線と新幹線の間地域をどのような形で整備して行けばよいのかという事を考えて、道路整備計画を考えました。まず、従前の計画ですと地域の南側に偏った道路計画となりますので、2つの鉄道

の挟まれた地域の都市的な土地利用を考えた場合、中央を通して道路の南北の両方の土地利用が図れるようにしたらどうかと考えました。それから東西の通過交通を考えること、これらの地域から駅に向かってどのような流入がなされるのかという事を考えて地域の中心に道路を配置したものでございます。それから、集落の中を通るという事に関しまして、先ほどご説明いたしましたように、東側の地域が人家が多い事もありますので、田端地域の土地利用検討会を組織していただき、道路計画と並行してまちづくりについて検討していただいております。集落内道路も併せて検討していただいております。

また、整備手法につきましては、地域の皆さんと道路が整備をされるための手法について検討いたしたいと考えております。

それから、財政状況でございますが、こちらの駅南循環線におきましては、まちづくり交付金事業といたしまして、事業費の10分の4を国の補助を受けるものと、合併特例債により残り10分の6の95%を合併特例債をお願いし、特例債に認められれば、元利償還金の70%を普通交付税を受けられる制度もございますので、これらのものを受けながら整備して参りたいと考えております。

■■■■委員

ただ今の説明により、袋井駅より西側については比較的早く整備ができるのではないかとおりましたが、駅より東については、整備に時間がかかるのではないかと感じました。今後も、地域の皆さんとも検討いただきながら、少しでも早い整備ができますよう、引き続きご努力をお願いいたします。

■■■■委員

財政面につきましては、国の補助の残り6割について特例債を使うとの説明でありましたが、特例債も借金でありますので、今後、交付税もどのようになるかわからない状況でありますので財政の状況もしっかりと考える必要があると思います。

袋井市は、現在、多くの土地区画整理事業が行われており、おそらく駅南地区の整備も土地区画整理事業になると思いますが、この地域は袋井でも最も低湿地であり、現在の柳原排水機場では十分な能力は確保されないため、排水事業なども新たに発生してくるものと思いますので、新たな財政負担も考慮しなければならないと思います。

いずれにしても、地域住民のコンセンサスを得ながら事業を進めていただきたいと思います。

会長

ほかにございませんか。ないようですのでお諮りいたします。

議第3号 中遠広域都市計画道路の変更について（袋井市決定） 3・4・61号 駅南循環線他1路線、議第4号 中遠広域都市計画道路の変更について（静岡県決定） 3・6・9号 西門柳原線他2路線、議第5号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（静岡県決定）の3議案につきましては、諮問のとおり進めることで御異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」との声）

会長

御異議ないようですので、議第3号、議第4号及び議第5号につきましては、諮問のとおり進められるように答申いたします。

本日予定をいたしました審議事項につきましては、すべて審議が終了いたしました。

後の進行は、事務局へお返しいたします。

都市計画課計画係 寺田主幹

ありがとうございました。

次に、「その他」の事項といたしまして、袋井市都市計画マスタープラン地域まちづくり会議の開催につきまして、また、前回ご審議いただきました国土利用計画袋井市計画の策定状況につきまして、事務局から説明させていただきます。

都市計画課長

資料4をご覧ください。都市計画マスタープランは総合計画の都市計画版というようなものになってまいりますが、将来の望ましい都市像を明らかにするものでありまして、平成18年度、19年度で策定作業を進めておりまして、各地域別構想につきまして、各地域の皆さんのご意見をお伺いしたいと考えております。今回は、1回目でありまして各地域の皆さんのご意見をお聞きし、次回、第2回目には全体構想案や地域別構想の見直し案をお持ちしてご意見を伺いたいと考えております。

1回目の計画として、公民館別に資料のとおり開催したいと考えておりまして、2回目につきましては、5月から6月頃計画したいと考えております。

また、今回は企画政策課から新しい総合計画の基本計画について説明したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、国土利用計画袋井市計画でありますが、去る11月24日の都市計画審議会でご審議いただきましたけれども、12月21日に市議会で議決いただきまして、12月27日に告示させていただきましたのでご報告させていただきます。以上でございます。

都市計画課計画係 寺田主幹

本日、予定しておりました審議事項及び連絡事項につきましては以上でございます。  
委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。  
また、笠間会長さんにおかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。  
以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会させていただきます。

【午後3時20分：閉会】

会議録署名人

印

印